

九州電力株式会社

(証券コード 9508)

第97回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月25日(金曜日)
午前10時

場所

福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」
(末尾のご案内図をご参照ください。)

必ずお読みください

新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆さまには、**株主総会当日のご来場を自粛いただき、郵送又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。**

また、**本総会の様子をライブ配信いたしますので、当日のご来場に代え、インターネットでのご視聴をお願い申し上げます。**

詳細は、本招集ご通知3ページから6ページをご参照ください。

今後の状況により株主総会の運営等を変更する場合は、当社ウェブサイト(http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html)にてお知らせさせていただく予定です。当社ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。



ずっと先まで、明るくしたい。

串間風力発電所

2021年6月4日

株 主 各 位

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九 州 電 力 株 式 会 社

代表取締役
会 長 瓜 生 道 明

第97回定時株主総会招集のお知らせ

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、依然として新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。株主の皆さまにおかれましては、感染防止のため、本総会につきましては、当日のご来場は自粛いただき、事前に議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら、後記の参考書類をご高覧のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

＜書面による議決権行使の場合＞

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折り返しお送りください。

＜インターネットによる議決権行使の場合＞

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、パソコンから当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) へアクセスいただくか、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォン又はタブレット端末で読み取りのうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、お手続の際には、後記の「議決権行使についてのご案内」（3ページから4ページ）を必ずご確認くださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-------|--|
| 1 日 時 | 2021年6月25日（金曜日）午前10時 |
| 2 場 所 | 福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」
(末尾のご案内図をご参照ください。) |

~~~~~  
当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票として使用いたしますので、お手数ながら、必ず会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、**議決権を行使することができます株主以外の方（株主でない代理人の方など）はご入場いただけません**のでご注意ください。

### 3 目的事項

#### 報 告 事 項

- 1 第97期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告について
- 2 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告について

#### 決 議 事 項

##### <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- |       |                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分について                                                   |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任について                                |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役1名選任について                                          |
| 第4号議案 | 社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る上限株式数の追加設定について |

##### <株主提案（第5号議案から第9号議案まで）>

- |       |                |
|-------|----------------|
| 第5号議案 | 定款の一部変更について（1） |
| 第6号議案 | 定款の一部変更について（2） |
| 第7号議案 | 定款の一部変更について（3） |
| 第8号議案 | 定款の一部変更について（4） |
| 第9号議案 | 定款の一部変更について（5） |

各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」（7ページから25ページ）に記載しております。  
以 上

~~~~~  
次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

参考書類等に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_index）に掲載しますのでご了承ください。

「定時株主総会決議のお知らせ」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）への掲載のみとさせていただいておりますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆さまには、株主総会当日のご来場を自粛いただき、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

当日株主総会へご出席されない場合の議決権は、以下の方法によりご行使いただけます。



■書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限 2021年6月24日(木曜日) 午後5時到着分まで

※議決権集計の都合上、お早めにご行きますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙のご記入方法

- こちらに、議案の賛否をご記入ください。
賛成の場合……「賛」の欄に○印
否認する場合……「否」の欄に○印
- 一部の候補者の賛否を表示する場合、
「賛」又は「否」の欄に○印をし、候補者番号をご記入ください。
- 当社取締役会は株主提案につきまして、そのいずれにも反対しております。
株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。
- 各議案につき賛否の表示をされない場合は、
会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



■インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイトへ、パソコン又はスマートフォン等にてアクセスいただき、画面の案内に従って行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

▶詳しくは次頁をご覧ください

行使期限 2021年6月24日(木曜日) 午後5時まで

※議決権集計の都合上、お早めにご行きますようお願い申し上げます。

- 書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主さまのご負担となります。

スマートフォン・タブレットから QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

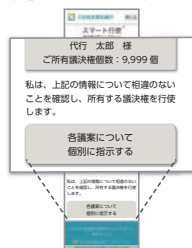
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることが可能です。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをお読み取りください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更される場合は、お手数ですがPC向けウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」をご入力いただき、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けウェブサイトへ遷移できます。

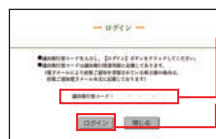
パソコンから 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご不明な点は以下までお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使
について **0120-652-031**
(午前9時～午後9時／フリーダイヤル)

その他の
ご照会 **0120-782-031**
(平日午前9時～午後5時／フリーダイヤル)

■機関投資家の皆さまへ

上記インターネットによる議決権行使のほかに、予めお申込みされた場合に限り、株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによるライブ配信のご案内

- 本総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。
- スマートフォン又はパソコン等から、以下の方法により配信用ウェブサイトへアクセスしていただき、株主IDとパスワードを入力の上、ご視聴ください。

配信日時

2021年6月25日(金) 午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信用ウェブサイトは、株主総会の開始時刻30分前（午前9時30分）頃より使用可能です。

当日の視聴方法

スマートフォン、パソコン等にて以下の配信用ウェブサイトへアクセスし、株主ID及びパスワードを入力してください。

配信用ウェブサイト <https://9508.ksoukai.jp>

株主ID：議決権行使書用紙記載の「**株主番号**」（数字9桁）

パスワード：基準日（3月末）時点の株主名簿ご登録住所の「**郵便番号**」（数字7桁ハイフンなし）

※株主ID及びパスワードは議決権行使書用紙に記載されております。**議決権行使書用紙を投函される場合は、その前に必ずお手元に「株主番号」をお控えください。**

【ご参考】 議決権行使書用紙におけるID・パスワードの表示位置

株主番号

100-1000
福岡市中央区渡辺通2丁目
1-82
九電 太郎

株主番号
(9桁の数字)

郵便番号
(7桁の数字)

九州電力株式会社

ご視聴にあたっての注意事項

- インターネットによるライブ配信をご視聴いただく場合、**当日の決議にご参加いただくことはできません。また、ご質問を含む一切のご発言ができません。事前に郵送又はインターネットによる議決権行使をお願いいたします。**
- 配信の映像は役員席付近のみとさせていただきます。ご出席される株主さまは映らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。
- 撮影、録画、録音、保存及びSNS等での無断公開は固くお断りいたします。
- 株主ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ご使用のパソコン等及びインターネットの接続環境等により、ご視聴できない場合や、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
- やむを得ず、当日インターネットによるライブ配信を行うことができなくなった場合は、当社ウェブサイト (http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html) にてお知らせいたします。

ライブ配信に関するお問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行
株主総会ライブ配信 サポート専用ダイヤル

0120-782-041

(平日午前9時～午後5時／フリーダイヤル)

ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ

03-4589-0677

(受付時間 6月25日(金) 午前9時～株主総会終了)

株主総会会場での新型コロナウイルス感染対策

【以下の内容につき、あらかじめご了承ください。】

- 株主さま同士の席の間隔を広くとるため、ご用意する株主さまの席に限りがございます。ご用意した席数を上回る株主さまがご来場された場合には、ご入場をお断りする場合がございます。
- 発熱されている方、体調不良の方のご来場は、固くお断りいたします。
- 会場では、必ずマスクの着用、及び手指のアルコール消毒をお願いいたします。
- 今後の状況により株主総会の運営等を変更する場合は、当社ウェブサイト (http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html) にてお知らせさせていただく予定です。当社ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案から第4号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分について

当社は、安定配当を維持するとともに、中長期的な観点から株主の皆さまの利益拡大を図ることを利益配分の基本方針としております。

当期の配当金につきましては、当期の業績や中長期的な収支・財務状況等を総合的に勘案し、普通株式1株につき年間35円といたしたいと存じます。昨年11月に中間配当金として、1株につき17.5円をお支払いしておりますので、期末配当金につきましては、1株につき17.5円といたしたいと存じます。

また、当期のA種優先株式の配当につきましては、定款の定めに基づき、1株につき年間2,100,000円といたしたいと存じます。昨年11月に1株につき1,050,000円の中間配当を実施しておりますので、期末配当につきましては、1株につき1,050,000円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 株主に対する配当財産の種類及び割当てに関する事項並びにその総額

当社普通株式

1株につき金 17.5円	総額 8,293,759,442.5円
--------------	---------------------

当社A種優先株式

1株につき金 1,050,000円	総額 1,050,000,000 円
-------------------	--------------------

計	総額 9,343,759,442.5円
---	---------------------

2 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任について

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である人事等検討委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会から指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当
1	うり 瓜 生 道 明 再任	代表取締役会長
2	いけ 池 辺 和 弘 再任	代表取締役 社長執行役員
3	ふじ 藤 井 一 郎 再任	代表取締役 副社長執行役員、ビジネスソリューション統括本部長、 C S Rに関する事項
4	とよ 豊 馬 まこと 誠 再任	代表取締役 副社長執行役員、コーポレート戦略部門長
5	とよ 豊 嶋 なお 直 ゆき 幸 再任	取 締 役 常務執行役員、原子力発電本部長
6	お 小 倉 よし 良 お 夫 再任	取 締 役 常務執行役員、国際室に関する事項
7	あき 穠 やま やす 泰 治 再任	取 締 役 常務執行役員、エネルギーサービス事業統括本部長
8	ふじ 藤 もと 本 じゅん 一 新任	常務執行役員、立地コミュニケーション本部長
9	くり 栗 やま よし 嘉 文 新任	常務執行役員、エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、 営業本部長
10	たちばな 橘・フクシマ・咲江 再任 社外 独立	取 締 役
11	つ 津 だ じゅん 純 嗣 新任 社外 独立	



再　　任

所有する当社
普通株式の数
29,200株

【略歴、地位及び担当】

1975年 4月 当社入社
2009年 6月 当社取締役常務執行役員火力発電本部長
2011年 6月 当社代表取締役副社長火力発電本部長
2012年 1月 当社代表取締役副社長
2012年 4月 当社代表取締役社長
2018年 6月 当社代表取締役会長
現在に至る

【重要な兼職の状況】

株式会社西日本シティ銀行社外取締役監査等委員
株式会社九電工社外監査役（2021年 6月25日退任予定）
九州旅客鉄道株式会社社外取締役（2021年 6月23日就任予定）

【候補者としての理由】

2009年に取締役に就任以来12年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2012年の代表取締役社長への就任を経て、2018年に代表取締役会長に就任し、取締役会議長を務めるなど、経営全般に携わっております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



再　　任

所有する当社
普通株式の数
22,900株

【略歴、地位及び担当】

1981年 4月 当社入社
2016年 6月 当社執行役員経営企画本部副本部長
2017年 4月 当社執行役員コーポレート戦略部門副部門長
2017年 6月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長
2018年 6月 当社代表取締役社長執行役員
現在に至る

【重要な兼職の状況】

電気事業連合会会長

【候補者としての理由】

2017年に取締役に就任以来 4年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2018年に代表取締役社長執行役員に就任し、当社の経営全般にわたり業務執行の指揮を執っております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



再 任

所有する当社
普通株式の数
20,790株

【略歴、地位及び担当】

1979年4月 当社入社
 2016年6月 当社上席執行役員人材活性化本部長
 2017年4月 当社上席執行役員ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長
 2018年6月 当社取締役常務執行役員ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長、社長室に関する事項
 2020年6月 当社代表取締役副社長執行役員ビジネスソリューション統括本部長、CSRに関する事項
 現在に至る

【重要な兼職の状況】

西日本鉄道株式会社社外取締役監査等委員

【候補者とした理由】

2018年に取締役に就任以来3年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2020年に代表取締役副社長執行役員に就任し、経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



再 任

所有する当社
普通株式の数
17,778株

【略歴、地位及び担当】

1981年4月 当社入社
 2016年6月 当社執行役員福岡支社長
 2018年6月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長
 2020年4月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長、経営監査室に関する事項
 2020年6月 当社代表取締役副社長執行役員コーポレート戦略部門長
 現在に至る

【重要な兼職の状況】

日本タングステン株式会社社外取締役

【候補者とした理由】

2018年に取締役に就任以来3年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2020年に代表取締役副社長執行役員に就任し、経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



【略歴、地位及び担当】

1982年 4 月 当社入社
 2015年 6 月 当社執行役員宮崎支社長
 2017年 4 月 当社上席執行役員原子力発電本部副本部長
 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員原子力発電本部長
 現在に至る

再 任

所有する当社
普通株式の数
18,749株

【候補者とした理由】

2015年に執行役員に就任し、主に原子力発電部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

また、2018年に取締役に就任以来3年間にわたり当社の経営に参画しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



【略歴、地位及び担当】

1979年 4 月 当社入社
 2016年 6 月 当社上席執行役員事業推進本部長
 2017年 4 月 当社上席執行役員エネルギーサービス事業統括本部企画・需給本部長
 2019年 6 月 当社常務執行役員、国際室に関する事項
 2020年 6 月 当社取締役常務執行役員、国際室に関する事項
 現在に至る

再 任

所有する当社
普通株式の数
21,233株

【候補者とした理由】

2014年に執行役員に就任し、主に企画・需給部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

また、2020年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



再 任

所有する当社
普通株式の数
13,214株

【略歴、地位及び担当】

1979年 4 月 当社入社
 2014年 6 月 株式会社キューデン・エコソル（現九電みらいエナジー株式会社）代表取締役社長
 2014年 6 月 当社理事株式会社キューデン・エコソル出向
 2018年 6 月 当社執行役員九電みらいエナジー株式会社出向
 2019年 6 月 九電みらいエナジー株式会社代表取締役社長退任
 2019年 6 月 当社常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、
企画・需給本部長
 2020年 6 月 当社取締役常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部長
 現在に至る

【候補者とした理由】

2018年に執行役員に就任し、主に発電部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。
 また、2020年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。
 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



新 任

所有する当社
普通株式の数
16,273株

【略歴、地位及び担当】

1980年 4 月 当社入社
 2014年 6 月 当社執行役員熊本支社長
 2017年 4 月 当社上席執行役員原子力発電本部副本部長兼立地コミュニケーション本部副本部長
 2018年 6 月 当社上席執行役員立地コミュニケーション本部長
 2019年 6 月 当社常務執行役員立地コミュニケーション本部長
 現在に至る

【候補者とした理由】

2014年に執行役員に就任し、主に立地コミュニケーション部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。
 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

**新 任**

所有する当社
普通株式の数
11,083 株

【略歴、地位及び担当】

1981年 4 月 当社入社

2016年 6 月 当社執行役員大分支社長

2018年 6 月 当社上席執行役員エネルギーサービス事業統括本部営業本部副本部長

2019年 6 月 当社上席執行役員エネルギーサービス事業統括本部営業本部長

2020年 6 月 当社常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、営業本部長
現在に至る

【候補者とした理由】

2016年に執行役員に就任し、主に営業部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



再 任

社外取締役

独立役員

取締役会出席回数

13 / 13

所有する当社
普通株式の数
900株

【略歴、地位及び担当】

1980年6月 ブラックストーン・インターナショナル株式会社入社
 1984年2月 同社退職
 1987年9月 ベイン・アンド・カンパニー株式会社入社
 1990年1月 同社退職
 1991年8月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社（現コーン・フェリー・ジャパン株式会社）入社
 1995年5月 コーン・フェリー・インターナショナル社米国本社取締役
 2000年9月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社取締役社長
 2001年7月 同社代表取締役社長
 2007年9月 コーン・フェリー・インターナショナル社米国本社取締役退任
 2009年5月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社代表取締役会長
 2010年7月 同上退任
 2010年7月 G & S グローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長
 現在に至る
 2011年4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事（2015年4月まで）
 2016年6月 ウシオ電機株式会社取締役（非常勤）
 現在に至る
 2019年6月 コニカミノルタ株式会社取締役（非常勤）
 現在に至る
 2020年6月 当社取締役
 現在に至る

【重要な兼職の状況】

G & S グローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長
 ウシオ電機株式会社社外取締役
 コニカミノルタ株式会社社外取締役

【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年にわたる国内及び米国における企業経営者としての豊富な経験、グローバルな人財マネジメント及びコーポレート・ガバナンスに関する幅広い知見を有し、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

橘・フクシマ氏には、その豊富な経験や識見を活かして、当社事業に対して独立かつ客観的視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監督機能を果たしていただくことを期待しております。また、同様の観点から、当社の人事等検討委員会及び報酬検討委員会の委員に就任いただくこととしております。



新 任

社外取締役

独立役員

所有する当社
普通株式の数
なし

【略歴、地位及び担当】

1976年 3月 株式会社安川電機製作所（現株式会社安川電機）入社
 1998年 6月 米国安川電機株式会社取締役副社長
 2003年 8月 同上退任
 2005年 6月 株式会社安川電機取締役
 2009年 6月 同社常務取締役
 2010年 3月 同社代表取締役社長
 2013年 3月 同社代表取締役会長兼社長
 2016年 3月 同社代表取締役会長
 現在に至る
 2017年 4月 公立大学法人北九州市立大学理事長
 現在に至る
 2018年 6月 TOTO株式会社取締役（非常勤）
 現在に至る

【重要な兼職の状況】

株式会社安川電機代表取締役会長
 公立大学法人北九州市立大学理事長
 TOTO株式会社社外取締役

【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年にわたる国内及び米国における企業経営者としての豊富な経験、マーケティング及びものづくりに関する幅広い知見を有し、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

津田氏には、その豊富な経験や識見を活かして、当社事業に対して独立かつ客観的視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監督機能を果たしていただくことを期待しております。また、同様の観点から、当社の人事等検討委員会及び報酬検討委員会の委員に就任いただくこととしております。

- (注) 1 津田純嗣氏が選任された場合、当社は、同氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
- 2 当社は、橘・フクシマ・咲江氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、同氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。
- 3 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役全員を含む被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金及び争訟費用)について当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、各候補者の任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
- 4 橘・フクシマ・咲江氏、津田純嗣氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 5 橘・フクシマ・咲江氏、津田純嗣氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、両氏が選任された場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html)に掲載しております。
- 6 橘・フクシマ・咲江氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。

監査等委員である取締役漆間道宏氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査等委員である取締役1名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である人事等検討委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

えん どう やす あき
遠 藤 泰 昭 (1955年8月29日生)

**【略歴、地位及び担当】**

1980年4月 当社入社
2015年6月 当社執行役員佐賀支社長
2018年6月 当社上席執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長
2019年6月 当社常務執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長
現在に至る

新 任

所有する当社
普通株式の数
12,169株

【候補者とした理由】

地域共生本部長や支社長を経験するなど、当社の幅広い業務に精通しており、適正な監査・監督を行う能力を有しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、監査等委員である取締役に適任であると判断しております。

- (注) 1 遠藤泰昭氏が選任された場合、当社は、同氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
- 2 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役全員を含む被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金及び争訟費用)について当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。遠藤泰昭氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、同氏の任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

〔ご参考〕

取締役（候補者）の多様性

氏 名	当社における地位等		特に期待する分野										
			人事等 検討 委員会	報酬 検討 委員会	① 企業経営 ・ 経営戦略	② 財務 ・ 会計	③ 法務 ・ リスク管理	④ 技術・ 製造・ 研究開発	⑤ 営業・ マーケ ーティング	⑥ 人事労務 ・ 人材開発	⑦ E S G・ サステナ ビリティ	⑧ グロー バル	⑨ イノベー ション
瓜 生	代表取締役 会長				○			○			○		○
池 辺	代表取締役 社長執行役員		委員	委員	○	○				○	○		
藤 井	代表取締役 副社長執行役員				○		○			○	○		
豊 馬	代表取締役 副社長執行役員				○	○		○					○
豊 嶋	取締役 常務執行役員				○			○					
小 倉	取締役 常務執行役員				○			○				○	
穂 山	取締役 常務執行役員				○			○	○				
藤 本	取締役 常務執行役員						○			○			
栗 山	取締役 常務執行役員								○				
橘・フクシマ	取締役	社外 独立 女性	委員	委員	○					○		○	○
津 田	取締役	社外 独立	委員長	委員長	○			○	○			○	
遠 藤	取締役 監査等委員						○			○	○		
古 賀	取締役 監査等委員	社外 独立	委員	委員			○						
藤 田	取締役 監査等委員	社外 独立 女性				○							
谷	取締役 監査等委員	社外 独立 女性				○							

（注） 取締役（候補者）の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

当社は、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において、当社の社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、株式報酬として月例報酬及び賞与と別枠で、3事業年度で3億9千万円の範囲内で資金を拠出することについて、ご承認いただいております（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）。

本議案は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、原決議に加えて、給付する株式数の上限の設定についてのご承認をお願いするものであります。

原決議は、現下においても、当社の経営環境等を勘案し、当社取締役に求められる職責に見合った額であると判断しております。今回の上限株式数の設定は、原決議を基に株式数の上限を設定するものであり、相当であるものと考えております。

本議案につきましては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である報酬検討委員会の答申を踏まえご提案しており、また、監査等委員会から指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

なお、第2号議案についてご承認いただきますと、本制度の対象となる取締役の員数は9名となります。

本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものといたします。

本制度に係る報酬につきましては、下記本制度の概要の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、本制度と類似の制度を取締役を兼務しない執行役員にも導入しております。

本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役にに対し、当社が定める役員株式給付規程に従い、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時になります。

(1) 信託金額（報酬の額）

当社は、2019年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に対応する株式の取得資金として、3億9千万円 of 金銭を拠出しております。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、3億9千万円を上限として本信託に追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出さ

れる金銭の合計額は、3億9千万円を上限とします。

(2) 当社株式の取得方法及び取得上限株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(1)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じた方法等によりこれを実施することとします。

各対象期間に関して、当社が取締役への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額3億9千万円を原資に取得する当社普通株式の数の上限は42万株とします。

(3) 取締役給付される当社株式等の数の算定方法

① 取締役へのポイントの付与

取締役には、各対象期間中の毎年3月末日を基準日として同日の役職位に応じたポイントが付与されるとともに、各対象期間の終了日を基準日として、業績目標の達成度に応じたポイントが付与されます。なお、取締役に付与される対象期間のポイント数の合計は、42万ポイントを上限とします。

取締役に付与されるポイントは、下記②の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

② 当社株式等の給付

取締役が退任した場合、当該取締役は、役員株式給付規程に定める要件を充たす場合は、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数に応じた数の当社株式等について、本信託から給付を受けます。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の違法行為等があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないことがあります。

＜株主提案（第5号議案から第9号議案まで）＞

第5号議案から第9号議案までは、株主提案（52名）によるものであります。

第5号議案 定款の一部変更について（1）

◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

第8章 その他

（SDGsに関する宣言）

第40条 当社は、エネルギー産業の中心を担う企業として、長年の経験と実績をもとに、未来につながる「SDGs」（持続可能な開発目標）を経営理念及び計画の柱としていく。SDGsの理念とは相いれない原子力発電事業からは速やかに撤退する。

◆提案理由

国連で採択されたSDGsでは、持続可能な経済成長やまちづくり、気候変動リスクへの対策が求められている。当社もこの目標に沿って、「九電グループ経営ビジョン2030」を策定した。再生可能エネルギーについては、地熱や水力に加え、洋上風力やバイオマス発電を国内外で積極的に開発することを謳う。原子力発電については、「エネルギーセキュリティ面や地球温暖化対策面などで総合的に優れた電源であることから、安全の確保を大前提として最大限活用する」としている。しかし、原発の推進とSDGsの理念とは相いれない。福島第一原発事故の悲劇は、事故から10年が経過した今でも消えることはなく、放射能で汚染した地域が元の姿に戻るには何百年という年月が必要である。原発は「環境の持続可能性の確保」という理念と相いれない。よって当社は、原子力発電から撤退することで真の意味での「国際公約」ともいえるSDGsを強力に推進するものである。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、「九電グループ経営ビジョン2030」において、サステナビリティへの取組みを推進し、当社グループの持続的な成長に繋げ、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献していくこととしております。

また、低・脱炭素で持続可能な社会の実現に向けては、「九電グループカーボンニュートラルビジョン2050」を策定し、再生可能エネルギーの主力電源化、原子力の最大限の活用、火力のCO₂実質ゼロに取り組むことにより、電源の脱炭素化の早期実現を目指すこととしております。

原子力については、国の第5次エネルギー基本計画において、運転時に温室効果ガスを排出しないことから「実用段階の脱炭素化の選択肢」とされており、SDGsの達成に貢献するものと考えております。

当社としては、こうした観点から、安全性の確保を大前提として、引き続き原子力の最大限の活用を図っていく必要があると考えます。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(原子力安全対策の徹底に関する宣言)

第41条 当社は九電グループ安全行動憲章そのものを定款に組み込むと同時に、原子力発電に関し住民に対する安全が完全に担保できない限り運転を行わないものとする。

◆提案理由

原発が住民にとって極めて危険な存在であることは福島原発事故の現実からも明らかである。原子力規制庁が発足し、新たな原子力安全規制や災害対策の強化が打ち出された。しかし尚、住民の安心とは程遠い。原発の安全対策については当社が対応するが、事故に係る防災については国及び自治体が担っている。内閣府より、「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて」が昨年11月に通知されたが、各県とも地域防災計画等の策定について着手さえしていない状態が続いた。つまり、原発が稼働しているにも関わらず、住民の安全は担保されず、置き去りにされている。住民の安全のためには原子力発電所の安全と共に実効ある原子力防災対策が必要である。住民の安全が担保されない限り当社の存続は見込めない。よって、安全についての指針を当社の主幹とするため定款にこの条文を新設する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、原子力発電所について、地域の皆さまの安全を確保し安心していただくために、新規制基準への適合はもとより、安全性及び信頼性の向上に継続して取り組んでおります。避難計画を含む原子力防災については、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、国、自治体、事業者が一体となって整備しております。また、国及び自治体は、地域原子力防災協議会において、自治体が策定した地域防災計画及び避難計画の充実・強化を継続的に図っており、現在、感染症の流行の状況を踏まえた取組みも進められております。

定款は会社の基本的事項を定めるものであるため、本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

また、九電グループ安全行動憲章は、労働安全、設備保全の観点から、安全を最優先する企業活動に向けた行動を定めたものであるため、定款に本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(再生可能エネルギー普及に関する宣言)

第42条 当社は再生可能エネルギーの速やかな普及を目指し、原子力発電事業から撤退する。

◆提案理由

2050年までにCO₂排出を実質ゼロにする政府方針に従い、当社は再生可能エネルギー率を上げることとする。当社エリアの接続済の太陽光は944万kW、風力58万kW（2019年度末）と1,000万kW以上。これに接続承認済み太陽光379万kW、風力128万kWあり、最大限に活用したい。また、原発は「運転中にCO₂を出さない」と宣伝されるがそれは間違い。原発は海水温より7℃高い温排水を大量に放出するが、その流量は100万kW級で毎秒70トン。九州に「年平均」で毎秒70トンの流量を誇る河川は筑後川、球磨川、川内川、大淀川、五ヶ瀬川、大野川の6つしかない。その中の4つが7℃高いのである。たちまち海水温は上昇し温室効果ガスの主犯である水蒸気やCO₂が大量に発生する。当社は原子力を放射能、事故影響の甚大さ、電力供給の不安定さ、使用済み燃料や廃炉後の処理の困難さ等冷静かつ科学的に考慮し、漸次撤退の対象としたい。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力は、国の第5次エネルギー基本計画において、運転時には温室効果ガスを排出しないことから「実用段階の脱炭素化の選択肢」とされております。

当社は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、グループ内で再生可能エネルギー開発を推進するなど再エネの主力電源化に取り組むとともに、天候・気候に左右されないベースロード電源として、安定供給の確保と、電源の低・脱炭素化に向け、原子力を最大限活用してまいります。

なお、使用済み燃料や放射性廃棄物の処理については、国の方針に則り、発生者責任の原則の下、適切に取り組んでまいります。

当社としては、こうした観点から、安全性の確保を大前提として、引き続き原子力の最大限活用を図っていく必要があると考えます。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(原発の耐震基準に関する宣言)

第43条 原発の耐震基準は一般住宅より低いことが分かった。よって当社は、原発の耐震基準を見直すこととする。また、見直し作業が終わるまで、すべての原発の運転を停止する。

◆提案理由

当社は、「原発は堅固な岩盤の上に直接設置されているので、やわらかい地盤の上に造られた一般の建物と比べ、揺れが2分の1から3分の1程度になる」と説明してきた。しかし、中越沖地震時の柏崎刈羽原発での観測や福島第一原発で観測された地震動を調べたところ、地表と地下の揺れについてはほとんど変わらないか、逆に地表の方が地下（解放基盤表面）より揺れが小さいことが分かった。2000年以降で一番大きな地震は岩手宮城内陸地震でM7.2、4,022ガルの地震だが、この20年で1,000ガル以上の地震は18回を数える。そのため住宅メーカーは最強の地震に耐えられるよう耐震基準を高めてきた。三井ホームは5,115ガル、住友林業は3,406ガルで、多くの住宅メーカーは2～3,000ガルの揺れに耐えられる設計になっている。当社の原発は620ガルであるが、一般住宅よりもはるかに低い。よって当社は、原発の耐震基準を見直し、一般住宅と同等の耐震設計とする。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社原子力発電所は、軟らかい表層の地盤を取り除き、非常に揺れにくい堅固な岩盤に直接設置しています。地震による揺れの大きさは、原子力発電所を設置している強固な岩盤の方が、一般住宅が建てられている軟らかい表層の地盤より小さいことを、観測された地震動により確認しています。

このような岩盤の揺れの特性を把握した上で、新規制基準の要求事項を踏まえ、詳細な調査結果、地震観測結果及び最新の技術的知見に基づき、将来起こりうる最大級の地震を想定し、基準地震動を策定しております。

さらに、この基準地震動による揺れに対して、十分な余裕を確保した発電所施設の耐震設計を行っております。この余裕については、財団法人原子力発電技術機構において実施された実験において、設計を大きく上回る揺れに対して耐えることが確認されています。

以上のとおり、当社原子力発電所は、設置されている岩盤が揺れにくいこと、高い耐震性を有することが、実際に確認されております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(基準地震動「ばらつき効果」調査・検証委員会の設置)

第44条 大阪地裁判決（2020.12.4）は原発の安全性を左右する極めて重大な判決である。当社の有する原発の安全性を確認するため、基準地震動「ばらつき効果」調査・検証委員会を設置する。なお、調査・検証委員会の構成は有識者、弁護士、消費者、市民代表とし、運営にあたっては情報開示と経費負担を行う。

◆提案理由

大阪地裁は2020年12月4日、想定される地震の揺れの評価を巡り「審査過程には看過しがたい過誤欠落がある」として、関西電力大飯原発3、4号機の設置変更許可を取り消した。その理由は、「地震動審査ガイドに従って地震動のばらつき効果を考慮すべきである」が、「経験式が有するばらつきについて検討した形跡はない」と単純明快である。国は裁判の過程で、地震動審査ガイドの「ばらつき条項」第2文（経験式は平均値であることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある）は、第1文の「経験式の適用範囲」の留意事項にすぎず、「不確かさ」を考慮していることで十分保守性は保っていると主張したが、「第2文は新規制基準で新たに付加された。この意味・意義を考えよ」と釈明を求められた。当社も基準地震動の策定にあたっては「ばらつき」を考慮していない。よって、基準地震動「ばらつき効果」調査・検証委員会を設置し検証することとする。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社原子力発電所におきましては、「経験式が有するばらつき」も踏まえ、詳細な調査・観測等により地域的な特性を把握した上で、断層の長さをより長く、もしくは断層の幅をより大きく想定する等、各種の不確かさを安全側に考慮することにより、基準地震動が過小にならないよう策定しております。また、国の厳格な適合性審査においても、当社が「ばらつき」を考慮して策定した基準地震動が妥当であるとの評価をいただいております。したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」



交通

- ・ J R 博多駅より バス (約10分)
- ・ 天神より バス又は地下鉄 (約 3～10分)
- ・ 西鉄薬院駅より 徒歩 (約 7 分)

お願い

- ・ お車でのご来場はご遠慮ください。
 - ・ グループ会社商品の配布は取りやめさせていただいております。
- 何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。



1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルスの世界的感染拡大により厳しい状況となり、各種政策の効果等により一時持ち直しの動きも見られましたが、感染の終息は見通せず不透明な状況が続いています。九州経済も、同様に厳しい状況にありますが、輸出・生産を中心に持ち直しつつあります。

当社グループにおきましては、「九電グループ経営ビジョン2030」の実現に向け、国内電気事業の収益力向上や、国内電気事業以外の事業・サービスの拡大、種まきを着実に進めるとともに、事業活動全般にわたる徹底した効率化に、グループ一体となって取り組んでまいりました。

当期の業績につきましては、今冬の需給ひっ迫に伴う卸電力取引市場の価格高騰や、新型コロナウイルス感染症、特定重大事故等対処施設の設置工事に伴う川内原子力発電所の運転停止等の影響はありましたが、減価償却方法の変更により減価償却費が減少したことや、九州外での小売販売電力量等が増加

したことなどにより、前期に比べ増益となりました。

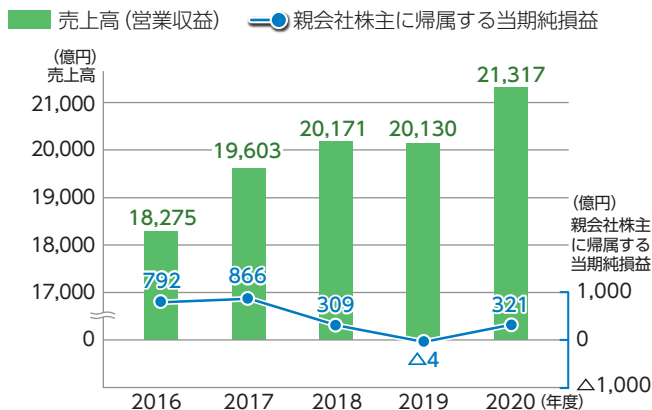
当期の小売販売電力量につきましては、新型コロナウイルス感染症による減少影響はあるものの、グループ会社である九電みらいエナジー株式会社の九州外での販売電力量が増加したことや前年度が冷夏暖冬であったことによる反動増などにより、前期に比べ2.7%増の752億kWhとなりました。また、卸売販売電力量は41.9%増の107億kWhとなりました。この結果、総販売電力量は6.3%増の858億kWhとなりました。

小売・卸売に対する供給面につきましては、原子力をはじめ、火力・揚水等発電設備の総合的な運用等により、また、エリア需給につきましては、調整力電源の運用及び国のルールに基づく再エネ出力制御の実施等により、安定して電力をお届けすることができました。

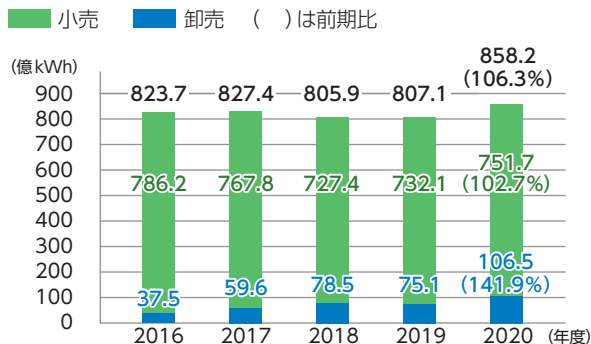
なお、今冬において、断続的な寒波による電力需要の大幅な増加と全国的なLNG在庫の低下などにより電力需給がひっ迫しましたが、火力発電や融通・他社受電の増加など最大限の対策を講じたことにより、安定供給を確保することができました。

当期の連結収支につきましては、収入面では、国

(ご参考) 売上高(営業収益)と親会社株主に帰属する当期純損益の推移



(ご参考) 総販売電力量の推移



- (注) 1 四捨五入のため、内訳と合計の数値が合わないことがあります。
 2 上記のうち、2017年度以前は当社単体の数値、2018年度以降はグループ合計(当社及び連結子会社(九州電力送配電株式会社、九電みらいエナジー株式会社)の合計値(内部取引消去後))の数値を記載しております。

内電気事業において、小売販売電力量は増加しましたが、燃料価格下落に伴う燃料費調整の影響などにより小売販売収入は減少しました。一方で、卸売販売収入や再エネ特措法交付金が増加したことなどから、売上高(営業収益)は前期に比べ5.9%増の2兆1,317億円、経常収益は5.8%増の2兆1,484億円となりました。

支出面では、国内電気事業において、減価償却費の減少はありましたが、再エネ発電事業者からの買取額の増加や今冬の卸電力取引市場の価格高騰の影響などにより他社購入電力料が増加したことなどから、経常費用は5.2%増の2兆927億円となりました。

この結果、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに前期に比べ増益となり、経常利益は556億円、親会社株主に帰属する当期純利益は321億円となりました。

事業別の業績(内部取引消去前)は、次のとおりとなりました。

a 発電・販売事業

発電・販売事業は、国内における発電・小売電気事業等を展開しています。

売上高は、小売販売収入や再エネ特措法交付金の計上などにより、1兆8,908億円、経常損益は、購入電力料や託送料、燃料費、再エネ特措法納付金の計上などにより、5億円の損失となりました。

b 送配電事業

送配電事業は、九州域内における一般送配電事業等を展開しています。

売上高は、託送収益の計上などにより、5,992億円、経常利益は、購入電力料や修繕費、委託費、減価償却費の計上などにより、291億円となりました。

c その他エネルギーサービス事業

その他エネルギーサービス事業は、電気設備の建設・保守など電力の安定供給に資する事業、お客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えするため、ガス・LNG販売、再生可能エネルギー事業等を展開しています。また、九電グルー

プが培ってきた技術・ノウハウを活かし、海外事業の強化などにも取り組んでいます。

売上高は、電気計測機器の取替工事の減少や海外LNGプロジェクトにおけるLNG販売価格の低下などにより、前期に比べ4.5%減の1,853億円、経常利益は、持分法による投資利益の増加などにより、3.3%増の176億円となりました。

d ICTサービス事業

ICTサービス事業は、保有する光ファイバ網やデータセンターなどの情報通信事業基盤や事業ノウハウを活用し、データ通信、光ブロードバンド、電気通信工事・保守、情報システム開発、データセンター事業等を展開しています。

売上高は、光ブロードバンド及びスマートフォンサービスの販売拡大などにより、前期に比べ2.1%増の1,150億円、経常利益は、音声端末を活用したIoTサービスの終了に伴う費用の減少などもあり、72.5%増の68億円となりました。

e その他の事業

その他の事業は、不動産、有料老人ホーム、事務業務受託、人材派遣事業等を展開しています。

売上高は、事務業務受託の増加などにより、前期に比べ2.2%増の294億円、経常利益は、不動産販売及び賃貸に係る費用の増加などにより、7.5%減の42億円となりました。

〈事業別の業績〉

	売上高			経常利益又は経常損失(△)		
	金額 (億円)	対前期増減 (億円)	前期比 (%)	金額 (億円)	対前期増減 (億円)	前期比 (%)
発電・販売事業	18,908	—	—	△5	—	—
送配電事業	5,992	—	—	291	—	—
その他エネルギーサービス事業	1,853	△86	95.5	176	5	103.3
ICTサービス事業	1,150	23	102.1	68	28	172.5
その他の事業	294	6	102.2	42	△3	92.5
計	28,199	—	—	573	—	—
内部取引消去	△6,881	—	—	△16	—	—
連 結	21,317	1,187	105.9	556	156	139.0

- (注) 1 2020年4月の一般送配電事業等の九州電力送配電株式会社への承継に伴い、当期より事業区分を変更しております。
- 2 「発電・販売事業」、「送配電事業」及び「内部取引消去」については、前期の事業別業績を作成することが困難であるため、当期の業績のみ記載しております。

[参考]国内電気事業再掲

	売上高			経常利益		
	金額 (億円)	対前期増減 (億円)	前期比 (%)	金額 (億円)	対前期増減 (億円)	前期比 (%)
国内電気事業	19,725	1,241	106.7	285	119	172.0

(注) 「発電・販売事業」と「送配電事業」の内部取引消去後の業績を記載しております。

2 対処すべき課題

当社グループは、「ずっと先まで、明るくしたい。」をブランド・メッセージとする「九電グループの思い」のもと、「低廉で良質なエネルギーをお客さまにお届けすることを通じて、お客さまや地域社会の生活や経済活動を支える」ことを使命に、事業活動を進めております。

当社グループの経営環境は、昨年4月の一般送配電事業等の分社化や、小売全面自由化による販売競争の激化、分散型電源の導入拡大、新たな電力取引市場の創設など、大きな転換期にあります。海外においても、アジアをはじめ新興国等でのエネルギー需要の継続的な増大に加え、世界的な再生可能エネルギー市場の拡大や火力発電の低・脱炭素化への動きなど、変化が加速しております。

また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、社会生活の維持に不可欠なエネルギーの安定供給を担う当社グループの責務は更に大きくなっており、事業運営に支障を来すことのないよう感染予防・拡大防止対策に万全を期す必要があります。

さらに、政府の方針として示された「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、エネルギー事業者である当社グループには積極的な貢献が期待されております。

このような経営環境のもと、当社グループは、

低・脱炭素のトップランナーとして九州から日本の脱炭素をリードするとともに、「九電グループ経営ビジョン2030」の着実な実現を図り、お客さまから信頼され、選ばれ続ける企業グループを目指してまいります。

○ 九電グループのカーボンニュートラルに向けた取組み

当社グループは、経営ビジョンに掲げ推進してきた「低炭素で持続可能な社会の実現」を2050年カーボンニュートラルへと進化させていくため、本年4月、「九電グループカーボンニュートラルビジョン2050」を公表し、エネルギー供給面での「電源の低・脱炭素化」と需要面での「電化の推進」に取り組んでいく方針を示しました。

「電源の低・脱炭素化」については、再生可能エネルギーや原子力の最大限の活用、火力発電の低・脱炭素化に積極的に取り組んでまいります。非効率な石炭火力は、2030年までのフェードアウトを目指し、国のエネルギー政策を注視しながら、安定供給や供給コスト、立地地域への影響など勘案のうえ、適切に対応してまいります。

「電化の推進」については、家庭分野でのオール電化の更なる推進や業務・産業分野での電気式空調・給湯・厨房設備等の普及拡大、電気自動車の普及促進等、あらゆる分野において積極的に取り組んでまいります。

さらに、カーボンニュートラルをはじめ、幅広いESG（環境、社会、ガバナンス）課題に、戦略的かつスピーディーに対応するため、本年7月、社長を委員長とする「サステナビリティ推進委員会」を新設します。

○ 「九電グループ経営ビジョン2030」の実現に向けた取組み

当社グループは、本年4月、経営ビジョンの実現に向けた中間目標として、2025年度を対象に、**新たな財務目標**（連結経常利益・自己資本比率）を策定

しました。

経営ビジョンに掲げる以下の3つの戦略（Ⅰ～Ⅲ）への取組みをグループ一体となって加速させ、新たな財務目標の達成を図り、その先にある経営ビジョンの実現をより確かなものとしていきます。

Ⅰ エネルギーサービス事業の進化

低炭素で持続可能な社会の実現に挑戦し、より豊かで、より快適な生活をお届けしてまいります

- 環境に優しく、低廉なエネルギーを安定的にお届けし続けるとともに、S（安全）＋3E（エネルギーの安定供給、環境保全、経済性）の観点から、最適なエネルギーミックスを追求してまいります。

再生可能エネルギーについては、地熱や水力に加え、洋上風力やバイオマスなどを、安定供給や環境への影響を考慮しながら、国内外で積極的に開発してまいります。

原子力発電については、CO₂削減面やエネルギーセキュリティ面などで総合的に優れた電源であることから、安全の確保を大前提として、最大限活用してまいります。当面の最重要課題である玄海原子力発電所3、4号機の特定重大事故等対処施設については、川内原子力発電所での経験を反映し、工事の安全を確保しつつ、早期完成に向けて全力で取り組んでまいります。また、原子力発電所の核セキュリティ対策については、法令等に則った体制の整備・運用を徹底しておりますが、電力各社の取組みを相互に評価し、良好事例を反映するなど、今後も継続的に改善を図ってまいります。さらに、地域の皆さまの安心と信頼を高めていくため、分かりやすい情報発信やフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーション活動を継続してまいります。

火力発電については、最新鋭の石炭火力である松浦発電所2号機を活用するとともに、環境性に

優れた最新鋭のLNG火力発電所の北九州市での開発を西部ガス株式会社と共同で検討するなど、環境面と競争力、供給安定性のバランスのとれた電源構成を目指してまいります。

また、今冬発生した電力需給のひっ迫については、国の審議会での検証や議論を踏まえ、需給変動リスクを考慮した燃料調達のあるり方など、九州電力送配電株式会社とともに課題の解決策について検討を進めてまいります。

一方、再生可能エネルギーの導入拡大などにより、LNGに余剰が生じるリスクに対しては、引き続き、引取時期の後倒しのほか、国内外でのLNG需要創出などあらゆる施策を講じ、余剰解消に努めてまいります。

さらに、容量市場、非化石価値取引市場、需給調整市場などの新たな取引市場については、投資回収の可能性向上等につながるものであることから、制度趣旨に則り、最大限活用してまいります。

- エネルギー情勢やお客さまニーズの多様化など、環境変化を先取りし、エネルギーサービスを進化させてまいります。

競争環境が厳しさを増し、社会全体の環境問題への意識が高まる中、引き続きお客さまにお選びいただけるよう、家庭の電気が再エネ100%のCO₂フリー電気になる「まるごと再エネプラン」など、お客さまニーズに沿った料金プラン・サービスの提案をはじめとした、エネルギーサービスの充実を図ってまいります。

また、九州各地の営業所を拠点に、お客さまとの接点を重視した「顔の見える営業」に加え、オンラインイベントなど非接触型の営業活動の充実を図るとともに、電力小売りとグループ会社商品の販売等を一体的に行うなど、営業力の一層の強化に取り組んでまいります。

九電みらいエナジー株式会社による九州域外における電気事業については、卸電力取引市場での

価格高騰リスクの管理を徹底しつつ、全国規模で顧客基盤や販売力を持つ他社との業務提携等による営業強化を図りながら、電力販売の拡大に努めてまいります。

- 九州電力送配電株式会社では、一層の公平性・透明性・中立性を確保しつつ、安定供給とコスト低減の両立を実現してまいります。

また、再生可能エネルギーの普及や効率的な設備運用を目指し、ネットワーク技術の高度化を推進するとともに、引き続き太陽光など再生可能エネルギーの最大限の受入に努めてまいります。

- 海外電気事業については、一層の収益拡大を目指して、リスク管理機能を強化しつつ、国内外で蓄積した事業ノウハウやネットワークを活かして、進出エリアや事業領域の更なる拡大を図ってまいります。

これまでのアジア・中東・米州に加え、欧州・アフリカ地域に事業を拡大してまいります。また、マイクログリッド事業に加え、再生可能エネルギー・火力発電案件のコンサルティングにも取り組むなど、新たな分野での事業を展開してまいります。

Ⅱ 持続可能なコミュニティの共創

九州各県の地場企業として、新たな事業・サービスによる市場の創出を通じて、地域・社会とともに発展してまいります

- 地域・社会の課題解決に向けて、その動向やニーズを迅速かつ的確に把握のうえ、当社グループの強みを活かせる都市開発、不動産、社会インフラ、ICTサービス等の事業分野を中心に取り組んでまいります。

福岡市青果市場跡地の再開発など、都市部を中心に計画されている大型開発プロジェクトや、オ

フィスビル開発、マンション建設に取り組むとともに、物流施設事業や米国アトランタの賃貸集合住宅開発など新たな事業分野やエリアを開拓し、収益力の強化を図ってまいります。

また、福岡空港・熊本空港に続き、本年7月から広島空港の運営事業を開始する予定です。

さらに、デジタルトランスフォーメーションが進展する中、光ブロードバンド事業やモバイルサービス事業、データセンター事業の展開に加え、ドローンによる空撮・測量サービスなど、地域・社会のニーズにお応えする新たなサービス創出に、グループを挙げて取り組んでまいります。

さらに、当社グループを挙げてのイノベーションの取組みである「KYUDEN i-PROJECT」を推進し、マンション入居者限定の電気自動車シェアリングサービスなど、多岐にわたる領域での新規事業・サービスの創出に挑戦してまいります。

Ⅲ 経営基盤の強化

経営を支える基盤の強化を図り、グループ一体となって挑戦し、成長し続けてまいります

- 安全・健康・ダイバーシティを重視した組織風土をつくってまいります。

「九電グループ安全行動憲章」に基づき、事業に関わる全ての人たちの安全を守り、その先にある安心と信頼につなげていくため、社長を委員長とする「九州電力安全推進委員会」を設置し、安全を最優先する風土・文化の醸成に努めております。また、重大災害を撲滅するという強い決意のもと、当社グループ、委託・請負先一体で、基本動作の確認や危険予知活動など災害防止に向けた安全諸活動を強化してまいります。

また、従業員の活力・生産性向上を図っていくため、「九州電力健康宣言」のもと、従業員の健

康保持・増進に取り組んでまいります。

さらに、女性活躍をはじめとしたダイバーシティの更なる推進に取り組むとともに、変革や新たな事業展開を担う多様な人材の確保・育成、これらの人材が活躍できる組織風土づくりに取り組んでまいります。

- 働きがいのある職場を永続的に追求してまいります。

従業員の働きがいや生産性の向上を目指した「働き方改革」については、「仕事の改革」、「リモートワークなど勤務制度・環境の整備」、「意識・マネジメント改革」に一体的に取り組むとともに、IoTやAIを活用したデジタルトランスフォーメーションなどにより、創造的で付加価値の高い業務への変革等に取り組んでまいります。

(ご 参 考)

〈九電グループ経営ビジョン2030〉

- 2030年のありたい姿

九州から未来を創る九電グループ
～豊かさと快適さで、お客さまの一番に～

- 経営目標

- ・連結経常利益（2030年度）：1,500億円（国内電気事業 5 割、その他 5 割）
- ・総販売電力量^{※1}（2030年度）：1,200億kWh
 - ※1 国内及び海外での小売・卸売の総計
- ・九州のCO₂削減必要量^{※2}の70%（2,600万t）の削減に貢献（2030年度）
 - ※2 2013年度から26%削減という政府目標（2019年6月時点）を九州に当てはめて3,800万tと算出
- ・トップレベルの電気料金の永続的な追求

- ステークホルダーからの信頼向上に継続的に取り組んでまいります。

当社グループの持続的成長と企業価値の向上に向け、コーポレート・ガバナンスの充実や、コンプライアンス経営の推進、迅速で分かりやすい情報発信の徹底を図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）をはじめ、社会から解決を求められている課題に対して、当社グループの経営資源を活用し、積極的に取り組んでまいります。

さらに、株主価値向上に向け、財務体質を改善し、株主還元の更なる充実に取り組んでまいります。

当社グループといたしましては、これらの取組みを通じて、ステークホルダーの皆さまへの価値提供を果たしてまいります。

〈新たな財務目標（2021年4月公表）〉

○「九電グループ経営ビジョン2030」の実現に向けた中間目標（2025年度）

項 目	目 標
○連結経常利益	1,250億円以上
・国内電気事業	750億円
・成長事業	500億円
○自己資本比率	20%程度

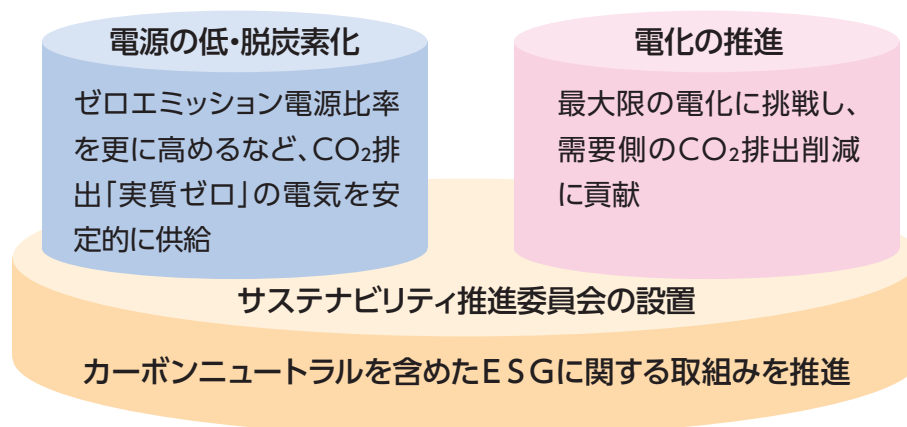
〈九電グループ カーボンニュートラルビジョン2050（2021年4月公表）〉

九電グループは、2050年カーボンニュートラルの実現に挑戦します

～ 九州から日本の脱炭素をリードする企業グループを目指して ～

- 九電グループは、地球温暖化への対応を企業成長のチャンスと捉え、低・脱炭素のトップランナーとして、九州から日本の脱炭素をリードする企業グループを目指します。
- エネルギー需給両面の取組みとして2つの柱を設定し、「電源の低・脱炭素化」と「電化の推進」に挑戦し続けます。
- 社長を委員長とする「サステナビリティ推進委員会」を設置し、カーボンニュートラルを含めたE S Gに関する取組みを推進します。

2050年カーボンニュートラルの実現に挑戦



3 設備投資の状況

当期は、当社グループ（当社及び連結子会社）全体で総額3,558億円の設備投資を行いました。

事業区分	金額（億円）
発電・販売事業	2,089
送配電事業	1,080
その他エネルギーサービス事業	160
ICTサービス事業	211
その他の事業	48
内部取引消去	△ 31
合計	3,558

また、当期中に完成した設備及び建設中の設備のうち、主なものは次のとおりであります。

（注） 当期より記載する基準を見直したことにより、連結子会社の設備も含めて記載しております。

a 発電設備

	名称	出力 (kW)	会社名
完成	風力 串間風力発電所 (新設)	64,800	串間ウインドヒル株式会社 (その他エネルギーサービス事業)
完成	地熱 大岳発電所 (増設)	14,500	九州電力株式会社 (発電・販売事業)
建設中	風力 唐津・鎮西ウィンドファーム (新設)	27,200	九電みらいエナジー株式会社 (発電・販売事業)
建設中	バイオマス 下関バイオマス発電所 (新設)	74,980	下関バイオマスエナジー合同会社 (その他エネルギーサービス事業)

（注） 大岳発電所の当期末時点での出力は、系統連系容量の関係から13,700kWとなっております。

b 送電設備

	名称	電圧 (kV)	巨長 (km)	会社名
建設中	日向幹線 (新設)	500	124.0	九州電力送配電株式会社 (送配電事業)

c 変電設備

	名称	電圧 (kV)	出力 (万kVA)	会社名
建設中	霧島変電所 (増設)	220	30	九州電力送配電株式会社 (送配電事業)

4 資金調達の状況

当期における当社グループ（当社及び連結子会社）全体の外部資金調達は次のとおりであります。

a 社 債

発行額 2,886 億円
償還額 1,950 億円

b 借 入 金

借入額 5,122 億円
返済額 4,355 億円

c コマーシャル・ペーパー

発行額 2,340 億円
償還額 2,860 億円

（注）社債の発行額には、2020年10月15日に発行したハイブリッド社債（一般担保無・劣後特約付社債）総額2,000億円を含んでおります。

5 財産及び損益の状況の推移（連結）

区 分	期	第94期 2017年度	第95期 2018年度	第96期 2019年度	第97期(当期) 2020年度
売 上 高 (億円)		19,603	20,171	20,130	21,317
経 常 利 益 (億円)		736	525	400	556
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (億円)		866	309	△ 4	321
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)		175.56	58.05	△ 6.05	63.57
総 資 産 額 (億円)		47,100	47,940	49,480	51,268

（注）『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を第95期（2018年度）より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第94期（2017年度）の金額は組替え後の金額で表示しております。

6 重要な子会社等の状況

a 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社キューデン・インターナショナル	38,447	100.0 (100.0)	海外電気・ガスその他のエネルギー事業を営む 会社の有価証券の取得及び保有
株 式 会 社 Q T n e t	22,020	100.0 (100.0)	電気通信回線の提供
九 州 電 力 送 配 電 株 式 会 社	20,000	100.0 (100.0)	一般送配電事業
九 電 み ら い エ ネ ル ギ ー 株 式 会 社	6,020	100.0 (100.0)	再生可能エネルギー事業、エネルギー供給
株 式 会 社 電 気 ビ ル	3,395	92.0 (90.4)	不動産の管理及び賃貸
串 間 ウ イ ン ド ヒ ル 株 式 会 社	2,821	51.0 (0.0)	風力発電による電力の販売
ニ シ ム 電 子 工 業 株 式 会 社	300	100.0 (100.0)	電気通信機器製造販売、工事及び保守
西 日 本 プ ラ ン ト 工 業 株 式 会 社	150	85.0 (85.0)	発電所の建設及び保守工事
九 電 産 業 株 式 会 社	117	100.0 (100.0)	発電所の環境保全関連業務
九 電 不 動 産 株 式 会 社	32	98.1 (88.5)	不動産の売買及び賃貸
キューシュウ・エレクトリック・オーストラリア社	百万米ドル 214	100.0 (100.0)	キューシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社の株式保有、管理（資金、税務、会計等）
キューシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	百万米ドル 201	100.0 (0.0)	ウィートストーン LNG プロジェクトの鉱区権益・資産保有、生産物引取・販売
キ ュ ー デ ン ・ サ ル ー ラ	百万シンガポールドル 166	100.0 (0.0)	地熱発電事業
キューデン・インターナショナル・アメリカス	米ドル 1	100.0 (0.0)	海外電気事業会社への出資及び有価証券の取得並びに保有
キューデン・インターナショナル・ヨーロッパ	米ドル 1	100.0 (0.0)	海外電気事業会社の有価証券の取得及び保有

(注) 1 出資比率は、当社が間接保有しているものも含めて記載しております。(括弧内は当社直接保有の比率であります。)

2 キューデン・インターナショナル・アメリカスは、2021年1月1日をもってキューデン・バーズボローから社名を変更したものであります。

3 当期において、九州電力送配電株式会社を追加いたしました。

4 当期より、記載する会社の判断基準（売上高等）を見直したこと等により、前期において記載しておりました32社のうち、18社については当期は記載しておりません。

b 重要な関連会社の状況

会 社 名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
戸 畑 共 同 火 力 株 式 会 社	9,000	50.0 (50.0)	火力発電事業
株 式 会 社 九 電 工	12,561	22.7 (22.6)	電気工事
大 分 共 同 火 力 株 式 会 社	4,000	50.0 (50.0)	火力発電事業
福岡エアポートホールディングス株式会社	100	26.7 (24.5)	空港運営事業への投資
新 桃 電 力 股 份 有 限 公 司	百万台湾ドル 5,000	33.2 (0.0)	天然ガスを燃料とした発電事業
テプディア・ジェネレーティング	千ユーロ 18	25.0 (0.0)	海外電気事業会社の有価証券の取得及び保有
A E I F ・ ク リ ー ン ・ イ ン ベ ス タ ー	—	25.0 (0.0)	海外電気事業会社への出資

(注) 1 出資比率は、当社が間接保有しているものも含めて記載しております。(括弧内は当社直接保有の比率であります。)

2 当期より、記載する会社の判断基準(売上高等)を見直したことにより、前期において記載しておりました14社のうち、7社については当期は記載しておりません。

7 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、2020年4月1日をもって、一般送配電事業等を吸収分割により、九州電力送配電株式会社に承継させました。

当社は、2020年8月1日をもって、株式会社キャピタル・キューデンを吸収合併いたしました。

8 主要な事業内容

当期末の当社グループ(当社及び連結子会社)全体の主要な事業内容は次のとおりであります。

事 業 区 分	主 要 な 事 業 内 容
発 電 ・ 販 売 事 業	電力供給、再生可能エネルギー事業、エネルギー供給
送 配 電 事 業	一般送配電事業
その他エネルギーサービス事業	発電所の建設及び保守工事、発電所の環境保全関連業務、ウィートストーンLNGプロジェクトの鉱区権益・資産保有及び生産物引取・販売
ICTサービス事業	電気通信回線の提供、電気通信機器製造販売・工事及び保守
そ の 他 の 事 業	不動産の管理・売買及び賃貸

9 主要な事業所

a 当社の主要な事業所

(a) 本店、支店及び支社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 店	福 岡 市	長 崎 支 店	長 崎 市	鹿 児 島 支 店	鹿 児 島 市
北 九 州 支 店	北 九 州 市	大 分 支 店	大 分 市	東 京 支 社	東京都千代田区
福 岡 支 店	福 岡 市	熊 本 支 店	熊 本 市		
佐 賀 支 店	佐 賀 市	宮 崎 支 店	宮 崎 市		

(b) 主要な発電所

設 備 別	発 電 所 名 (所 在 地)
水 力	天山 (佐賀県)、松原、女子畑、柳又 (以上大分県)、黒川第一、大平 (以上熊本県)、上椎葉、岩屋戸、塚原、諸塚、山須原、西郷、小丸川、川原、一ツ瀬、大淀川第一、大淀川第二 (以上宮崎県)
汽 力	新小倉、苅田、豊前 (以上福岡県)、松浦 (長崎県)、新大分 (大分県)、苓北 (熊本県)、川内 (鹿児島県)
原 子 力	玄海 (佐賀県)、川内 (鹿児島県)
新エネルギー等	地 熱
	滝上、大岳、八丁原、八丁原バイナリー (以上大分県)、大霧、山川 (以上鹿児島県)

b 重要な子会社の主要な事業所

(a) 本 店

会 社 名	本 店 所 在 地	会 社 名	本 店 所 在 地
株式会社キューデン・インターナショナル	福岡県福岡市	九 電 産 業 株 式 会 社	福岡県福岡市
株 式 会 社 Q T n e t	福岡県福岡市	九 電 不 動 産 株 式 会 社	福岡県福岡市
九 州 電 力 送 配 電 株 式 会 社	福岡県福岡市	キューシュウ・エレクトリック・オーストラリア社	オーストラリア連邦
九 電 み ら い エ ナ ジ ー 株 式 会 社	福岡県福岡市	キューシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	オーストラリア連邦
株 式 会 社 電 気 ビ ル	福岡県福岡市	キ ュ ー デ ン ・ サ ル ー ラ	シンガポール共和国
串 間 ウ イ ン ド ヒ ル 株 式 会 社	宮崎県串間市	キューデン・インターナショナル・アメリカス	アメリカ合衆国
ニ シ ム 電 子 工 業 株 式 会 社	福岡県福岡市	キューデン・インターナショナル・ヨーロッパ	オランダ王国
西日本プラント工業株式会社	福岡県福岡市		

(b) 主要な発電所

設 備 別		発 電 所 名 (所 在 地)	会 社 名
内 燃 力		豊玉、新壱岐、福江第二、新有川（以上長崎県）、 新種子島、竜郷、名瀬、新徳之島、新知名（以上鹿児島県）	九州電力送配電株式会社
新エネルギー等	風 力	鷲尾岳風力*（長崎県）	鷲尾岳風力発電株式会社
		長島風力*（鹿児島県）	長島ウインドヒル株式会社
		串間風力（宮崎県）	串間ウインドヒル株式会社
	太陽光	佐世保メガソーラー、大村メガソーラー（以上長崎県）	九電みらいエナジー株式会社
	地 熱	菅原バイナリー（大分県）、山川バイナリー（鹿児島県）	
	バイオマス	ふくおか木質バイオマス（福岡県）	

- (注) 1 当期より記載する基準を見直したことにより、重要な子会社の主要な発電所を記載しております。
2 ※は重要な子会社が出資している会社が保有する発電所であります。
3 福江第二発電所は、2021年4月30日をもって廃止いたしました。

10 従業員の状況

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の従業員数は次のとおりであります。

事 業 区 分	従 業 員 数 (名)
発 電 ・ 販 売 事 業	5,511
送 配 電 事 業	5,264
そ の 他 エ ネ ル ギ ー サ ー ビ ス 事 業	6,580
I C T サ ー ビ ス 事 業	2,627
そ の 他 の 事 業	1,291
合 計	21,273

- (注) 従業員数は、就業人員で記載しております。

11 主要な借入先

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の主要な外部借入先は次のとおりであります。

借入先	借入金残高（億円）
株式会社みずほ銀行	2,750
株式会社日本政策投資銀行	2,677
株式会社三井住友銀行	2,015
株式会社三菱UFJ銀行	1,607
明治安田生命保険相互会社	1,371
株式会社福岡銀行	965
日本生命保険相互会社	905
株式会社西日本シティ銀行	856
三井住友信託銀行株式会社	689
第一生命保険株式会社	604

2 会社の株式に関する事項

当期末の当社の株式に関する事項は次のとおりであります。

1 発行可能株式総数	10億株		
a 普通株式	10億株	b A種優先株式	1,000株
2 発行済株式の総数			
a 普通株式	4億7,418万3,951株	b A種優先株式	1,000株
3 株主数			
a 普通株式	13万7,953名	b A種優先株式	3名

4 大株主

a 普通株式

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	41,884	8.8
明治安田生命保険相互会社	22,882	4.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	22,639	4.8
日本生命保険相互会社	11,810	2.5
九栄会	11,412	2.4
株式会社みずほ銀行	9,669	2.0
株式会社福岡銀行	8,669	1.8
高知信用金庫	7,882	1.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	6,771	1.4
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	6,705	1.4

- (注) 1 持株比率は、自己株式（255,040株）を除いて計算しております。
2 九栄会は、当社の従業員持株会であります。

b A種優先株式

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社みずほ銀行	400	40.0
株式会社日本政策投資銀行	400	40.0
株式会社三菱UFJ銀行	200	20.0

5 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

区分	株式の種類及び数	員数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	当社普通株式 17,600株	2名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4 会社役員に関する事項 4 当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載しております。

3 会社の新株予約権に関する事項

当社は、2017年3月30日付で、ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

名 称	2022年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債
社 債 の 総 額	750億円
新 株 予 約 権 の 数	7,500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
転 換 価 額	1,379.9円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2017年4月13日から2022年3月17日まで
社 債 の 残 高	750億円

4 会社役員に関する事項

1 取締役の氏名等

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
うり 瓜 生 道 明	代表取締役会長		株式会社西日本シティ銀行社外取締役監査等委員 株式会社九電工社外監査役
いけ 池 辺 和 弘	代表取締役	社長執行役員	電気事業連合会会長
やくしん 薬真寺 偉 臣	代表取締役	副社長執行役員、 危機管理官	株式会社RKB毎日ホールディングス社外取締役
ふじ 藤 井 一 郎	代表取締役	副社長執行役員、 ビジネスソリューション統括本部長、 CSRに関する事項	西日本鉄道株式会社社外取締役監査等委員
とよ 豊 馬 誠	代表取締役	副社長執行役員、 コーポレート戦略部門長	日本タングステン株式会社社外取締役
おさ 長 のぶ や 也	取 締 役	常務執行役員、 ビジネスソリューション統括本部業務本部長	
とよ 豊 嶋 直 幸	取 締 役	常務執行役員、 原子力発電本部長	
お 小 倉 良 夫	取 締 役	常務執行役員、 国際室に関する事項	
あき 穂 山 泰 治	取 締 役	常務執行役員、 エネルギーサービス事業統括本部長	
わた 渡 辺 顯 好	取 締 役		株式会社九電工社外取締役 株式会社テクノ・ホールディングス社外取締役
たちばな 橘・フクシマ・咲江	取 締 役		G&Sグローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長 ウシオ電機株式会社社外取締役 コニカミノルタ株式会社社外取締役
うる 漆 間 道 宏	取締役監査等委員(常勤)	監査等委員会委員長	
こ 古 賀 和 孝	取締役監査等委員		弁護士(古賀・花島・桑野法律事務所) イオン九州株式会社社外監査役
ふじ 藤 田 和 子	取締役監査等委員		公認会計士、税理士(藤田公認会計士事務所)
たに 谷 宏 子	取締役監査等委員		公認会計士(谷公認会計士事務所、長州監査法人)

- (注) 1 取締役小倉良夫、同穂山泰治、同橘・フクシマ・咲江の3氏及び取締役監査等委員藤田和子、同谷 宏子の両氏は、2020年6月25日開催の第96回定時株主総会において、新たに選任され就任しました。
- 2 代表取締役佐々木有三、同渡辺義朗、取締役菊川律子の3氏及び取締役監査等委員亀井英次、同古荘文子、同井上雄介の3氏は、2020年6月25日開催の第96回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任しました。

- 3 取締役渡辺顯好、同橘・フクシマ・咲江の両氏及び取締役監査等委員古賀和孝、同藤田和子、同谷 宏子の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 4 取締役渡辺顯好、同橘・フクシマ・咲江の両氏及び取締役監査等委員古賀和孝、同藤田和子、同谷 宏子の3氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、各証券取引所に独立役員として届け出ております。
なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html)に掲載しております。
- 5 取締役監査等委員漆間道宏氏は、当社の経理部門や監査役室長を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 6 取締役監査等委員藤田和子氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 7 取締役監査等委員谷 宏子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 8 経営会議等の重要会議への出席、業務執行部門からの日常的な情報収集、内部監査部門等との緊密な連携により、監査の実効性を確保するため、取締役監査等委員漆間道宏氏を、常勤の監査等委員に選定しております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である渡辺顯好、同橘・フクシマ・咲江、同漆間道宏、同古賀和孝、同藤田和子、同谷 宏子の6氏との間に、それぞれ会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を次のとおり締結しております。

a 被保険者の範囲

当社の取締役、執行役員及び監査等特命役員

b 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

c 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について填補されます。

d 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

4 当事業年度に係る取締役の報酬等

a 取締役の報酬等の額

区 分	基 本 報 酬		業 績 連 動 報 酬				報酬等の総額 (百万円)
	金 銭		報 酬		非 金 銭 報 酬		
	月 例 報 酬		賞与(短期業績連動)		株式報酬(中長期業績連動)		
	員数(名)	総額(百万円)	員数(名)	総額(百万円)	員数(名)	総額(百万円)	
取 締 役 (監査等委員を除く)	14	378	9	50	9	82	511
取 締 役 (監査等委員)	7	87	—	—	—	—	87
合 計 (うち社外取締役)	21 (8)	466 (60)	9 (—)	50 (—)	9 (—)	82 (—)	598 (60)

- (注) 1 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して業績連動報酬を支給しております。業績連動報酬は、業績向上へのインセンティブとするため、毎期の業績に応じて決定する「賞与（短期業績連動報酬）」と中長期の企業価値向上への動機づけを目的とした「株式報酬（中長期業績連動報酬）」で構成しております。業績連動報酬額は、業績に対する責任を明確化するため、中期経営方針の財務目標に掲げる連結経常利益（1,100億円/年）の達成状況及び株主への配当状況等を業績指標とし、株主総会で決議された総額の範囲内で、求められる職責に見合った額としております。なお、当期を含む連結経常利益の推移は「1 企業集団の現況に関する事項 5財産及び損益の状況の推移（連結）」に記載のとおりです。
- 2 非金銭報酬として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「取締役」といいます。）に対して株式報酬を支給しております。当該株式報酬は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対し、当社が定める役員株式給付規程に従い、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬です。なお、取締役が当社株式等を受け取る時期は、原則として取締役の退任時になります。
- 3 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において月例報酬及び賞与の合計で年額610百万円以内（うち社外取締役分は月例報酬のみ40百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は14名（うち社外取締役は2名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において、非金銭報酬（株式報酬）の額は連続する3事業年度で390百万円以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は12名です。
- 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において年額130百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。

b 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 決定方針の決定方法

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を決定しております。当該取締役会の決定に際しては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である報酬検討委員会での審議を踏まえております。また、報酬検討委員会には監査等委員が同席し、同委員会での議論の適正性を確認しております。

(b) 決定方針の内容

決定方針の内容は次のとおりであります。

① 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬で構成し、社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、業績連動報酬を適用せず基本報酬のみとする。報酬額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である報酬検討委員会の審議を踏まえ、取締役会が決定する。また、報酬検討委員会には監査等委員が同席し、同委員会での議論の適正性を確認する。

② 基本報酬の算定方法の決定に関する方針

基本報酬は月例報酬とし、当社の経営環境、上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び当社従業員の処遇水準等を勘案のうえ、株主総会で決議された総額の範囲内で、求められる職責に見合った額とする。

③ 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、業績向上へのインセンティブとするため、毎期の業績に応じて決定する「賞与」と中長期の企業価値向上への動機づけを目的とした「株式報酬」で構成する。業績連動報酬額は、中期経営方針の財務目標に掲げる経常利益の達成状況及び株主への配当状況等を業績指標とし、株主総会で決議された総額の範囲内で、求められる職責に見合った額とする。賞与については毎年一定の時期に支給、株式報酬については原則として退任時に支給することとし、業績によっては支給しない場合がある。また、業績連動報酬額の決定に用いる業績指標を見直す場合は、報酬検討委員会の審議を踏まえ、取締役会が決定する。

④ 基本報酬、業績連動報酬の額の割合の決定に関する方針

報酬毎の割合については、役職位が上位となるに従い業績連動報酬の割合が高くなるよう設計し、その比率については報酬検討委員会の審議を踏まえ、取締役会が決定する。なお、報酬毎の割合については、業績指標100%達成の場合、基本報酬7割、業績連動報酬3割を目安とする。

⑤ 個人別報酬決定の委任に関する事項

個人別の報酬は、報酬検討委員会の審議を踏まえ、取締役会が決定する。ただし、取締役会の決議をもって、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況を監督する立場の取締役会議長であり、業務執行を担務しない代表取締役会長へ決定を委任することを可能とし、その場合、代表取締役会長は報酬検討委員会の審議を踏まえ決定する。また、報酬検討委員会は、取締役会から委任された権限が適切に行使されていることについて、事業年度毎に確認し、取締役会に報告する。

(c) 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当期における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬について、基本報酬、業績連動報酬の算定方法及び実報酬額が決定方針に則って適切に運用、決定されていることを報酬検討委員会が確認し、その結果を2021年4月30日開催の取締役会へ報告しております。

取締役会は、報酬検討委員会の確認報告を尊重し、報酬実績が決定方針に沿うものであると判断しております。

c 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当期においては、決定方針を踏まえ、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況を監督する立場の取締役会議長であり、業務執行を担務しない代表取締役会長へ決定を委任することが最も適切であると取締役会が判断したことから、取締役会の決議に基づき、代表取締役会長瓜生道明が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び業績連動報酬の配分であります。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役会長は報酬検討委員会の審議を踏まえ取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬を決定することとしております。また、取締役会から委任された権限が適切に行使されていることについて、事業年度毎に報酬検討委員会が確認し取締役会に報告しております。

d 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 決定方針の決定方法

当社監査等委員会は、2021年2月24日開催の監査等委員会において、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を監査等委員である取締役の協議により、決定しております。

(b) 決定方針の内容

決定方針の内容は次のとおりであります。

監査等委員である取締役の個人別の報酬は、業務執行から独立した立場で当社の経営を監査・監督するという役割に鑑みて、業績に連動する報酬は相応しくないため、月例報酬のみとする。

報酬額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

当該決定に当たっては、上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び当社従業員の処遇水準等を勘案のうえ、果たすべき職務に見合った額とする。また、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である報酬検討委員会において当社の経営環境等を踏まえなされた取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額に関する審議の内容を参考に、これを定めるものとする。

5 社外役員に関する事項

a 重要な兼職先と当社との関係

(a) 渡辺顕好

同氏は、当社の関連会社である株式会社九電工の社外取締役を兼職しており、当社の子会社である九州電力送配電株式会社は株式会社九電工と電気工事に関する業務委託などの取引を行っております。また、同氏は株式会社テノ・ホールディングスの社外取締役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示すべき関係はありません。

(b) 橘・フクシマ・咲江

同氏は、G & S グローバル・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長、ウシオ電機株式会社の社外取締役及びコニカミノルタ株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示すべき関係はありません。

(c) 古賀和孝

同氏は、古賀・花島・桑野法律事務所の弁護士（所長）及びイオン九州株式会社の社外監査役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示すべき関係はありません。

(d) 藤田和子

同氏は、藤田公認会計士事務所の公認会計士・税理士（所長）を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示すべき関係はありません。

(e) 谷 宏子

同氏は、谷公認会計士事務所の公認会計士（所長）、長州監査法人の公認会計士（代表パートナー）を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示すべき関係はありません。

b 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会及び監査等委員会への出席状況は次のとおりであります。

氏 名	地 位	出席回数／開催回数	
		取 締 役 会	監査等委員会
渡 辺 顯 好	取 締 役	19回／19回	—
橘・フクシマ・咲江	取 締 役	13回／13回	—
古 賀 和 孝	取締役監査等委員	18回／19回	14回／14回
藤 田 和 子	取締役監査等委員	13回／13回	10回／10回
谷 宏 子	取締役監査等委員	12回／13回	10回／10回

(注) 取締役橘・フクシマ・咲江、取締役監査等委員藤田和子、同谷 宏子の3氏は、2020年6月25日開催の第96回定時株主総会において、新たに選任され就任したため、就任後に開催された取締役会及び監査等委員会への出席状況を記載しております。

また、各社外役員の取締役会及び監査等委員会での発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要は、次のとおりであります。

(a) 渡辺顯好

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監督しております。また、人事等検討委員会及び報酬検討委員会の委員長として、当社取締役等の指名、報酬について、より客観的な視点から発言し、適切な審議に貢献しております。

(b) 橘・フクシマ・咲江

長年にわたる国内及び米国での企業経営者としての豊富な経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監督しております。また、人事等検討委員会及び報酬検討委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について、ダイバーシティの重要性など様々な視点から積極的に発言し、適切な審議に貢献しております。

(c) 古賀和孝

長年にわたる弁護士及び社外監査役としての豊富な経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監査・監督しております。また、人事等検討委員会及び報酬検討委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について、背景・理由の確認を通じた妥当性検証など、様々な視点から積極的に発言し、適切な審議に貢献しております。

(d) 藤田和子

長年にわたる公認会計士及び税理士としての豊富な経験や知見から、議案審議等に必要な発言を客観的な視点から適宜行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監査・監督しております。

(e) 谷 宏子

長年にわたる公認会計士としての豊富な経験や知見から、議案審議等に必要な発言を客観的な視点から適宜行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監査・監督しております。

5 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 91百万円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 198百万円

- (注) 当社の重要な子会社である株式会社電気ビル、九電不動産株式会社、キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社、キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社、キューデン・サルーラは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、C S Rに関する助言業務に対する対価を支払っております。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為があったと判断する場合、その他会計監査人に当社の監査を継続させることが相当でないと判断する場合には、当該会計監査人の解任又は不再任を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。



連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		
科	目	金 額
固	定 資 産	4,497,789
電 気 事 業	固 定 資 産	2,701,288
水 力 発 電	設 備	256,238
汽 力 発 電	設 備	274,643
原 子 力 発 電	設 備	547,368
内 燃 力 発 電	設 備	20,874
新 エ ネ ル ギ ー 等	発 電 設 備	25,124
送 電	設 備	570,968
変 電	設 備	218,620
配 電	設 備	645,239
業 務	設 備	128,636
その他の電気事業	固 定 資 産	13,574
そ の 他 の 固 定 資 産		383,892
固 定 資 産 仮 勘 定		621,441
建設仮勘定及び除却仮勘定		504,045
原子力廃止関連仮勘定		41,926
使用済燃料再処理関連加工仮勘定		75,470
核 燃 料		229,765
装 荷 核 燃 料		54,930
加 工 中 等 核 燃 料		174,835
投 資 そ の 他 の 資 産		561,401
長 期 投 資		215,981
退職給付に係る資産		22,493
繰 延 税 金 資 産		143,901
そ の 他		180,427
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△	1,402
流 動 資 産		629,032
現 金 及 び 預 金		234,163
受 取 手 形 及 び 売 掛 金		258,788
た な 卸 資 産		70,533
そ の 他		69,281
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△	3,734
合 計		5,126,822

負債及び純資産の部		
科	目	金 額
固 定 負 債		3,389,093
社 長 期 借 入 金		1,299,898
退職給付に係る負債		1,645,064
資 産 除 去 債 務		88,107
繰 延 税 金 負 債		278,031
そ の 他		8,280
流 動 負 債		69,711
1年以内に期限到来の固定負債		1,046,708
短 期 借 入 金		427,272
コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー		123,108
支 払 手 形 及 び 買 掛 金		40,000
未 払 税 金		78,125
そ の 他		38,025
引 当 金		340,175
渴 水 準 備 引 当 金		8,268
負 債 合 計		4,444,069
株 主 資 本		647,516
資 本 金		237,304
資 本 剰 余 金		120,007
利 益 剰 余 金		291,659
自 己 株 式	△	1,454
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		6,068
その他有価証券評価差額金		3,704
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		3,495
為 替 換 算 調 整 勘 定	△	5,169
退職給付に係る調整累計額		4,037
非 支 配 株 主 持 分		29,166
純 資 産 合 計		682,752
合 計		5,126,822

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	2,054,401	営 業 収 益	2,131,799
電 気 事 業 営 業 費 用	1,789,688	電 気 事 業 営 業 収 益	1,876,648
そ の 他 事 業 営 業 費 用	264,713	そ の 他 事 業 営 業 収 益	255,150
営 業 利 益	(77,397)		
営 業 外 費 用	38,347	営 業 外 収 益	16,633
支 払 利 息	26,258	受 取 配 当 金	1,637
そ の 他	12,089	受 取 利 息	786
		持 分 法 に よ る 投 資 利 益	9,884
		そ の 他	4,324
当 期 経 常 費 用 合 計	2,092,749	当 期 経 常 収 益 合 計	2,148,432
当 期 経 常 利 益	55,683		
渴 水 準 備 金 引 当 又 は 取 崩 し	△ 572		
渴 水 準 備 引 当 金 取 崩 し (貸 方)	△ 572		
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	56,255		
法 人 税 等	22,183		
法 人 税 等	13,322		
法 人 税 等 調 整 額	8,861		
当 期 純 利 益	34,071		
非支配株主に帰属する当期純利益	1,904		
親会社株主に帰属する当期純利益	32,167		

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(单位:百万円)

資産の部					金	額
固	定	業	資	産	3,943,397	
電	気	事	固	定	1,186,816	
水汽	力	発	電	設	258,733	
原	子	力	電	設	278,042	
新	工	ル	一	設	551,009	
業	ネ	ギ	等	電	25,485	
休		務	設	設	60,115	
貸		止	設	備	7,647	
		付	設	備	5,782	
附	事	業	固	定	6,135	
事	業	外	固	定	3,390	
固	定	資	産	定	428,813	
建	設		仮	勘	310,283	
除	却	廃	仮	勘	1,133	
原	子	力	止	連	41,926	
使用	済	燃料	再	連	75,470	
核		燃	核	燃	229,765	
装	荷	中	核	燃	54,930	
加	工	の	核	燃	174,835	
投	資	そ	の	資	2,088,475	
長		期	投	投	118,489	
関	係	会	長	費	1,814,182	
長	期	社	払	費	36,152	
前	払	前	金	資	8,503	
繰	延	年	金	方	111,734	
貸	倒	引	当	(貸)	△ 586	
流	動	及	資	預	509,730	
現	金		び	金	167,435	
売		未	掛	金	171,157	
諸			収	金	26,486	
貯			蔵	品	25,645	
前		払	払	金	2,437	
前		係	社	費	883	
関	係	会	短	期	101,950	
雑	流	社	期	債	14,684	
貸	倒	引	動	資	△ 951	
		当	金	(貸)		
合 計					4,453,127	

負債及び純資産の部					金額
科	目			金	額
固	定	負	債	3,127,692	
社長	期	借	入	債	1,299,998
長	期	未	払	金	1,480,540
り	一	ス	債	務	7,437
関	係	会	長	債	1,002
退	職	給	期	務	1,931
資	産	除	引	金	41,405
雑	固	定	去	債	272,496
	動	負	負	債	22,879
流	1年以内	に期限	到来の	固定	負債
	短期	借入	金	364,935	
短	マ	シ	ル	・	ペ
コ	ー	ャ	・	ペ	ー
買	未	掛	金	40,000	
未		払	金	57,592	
未		払	金	33,765	
未		費	用	117,253	
預		税	金	7,639	
関	係	社	短	期	債
諸	会	前	受	金	124,322
雑	流	動	負	金	1,535
		当	金	3,851	
引	渴	水	準	備	引
負	債	合	計	8,268	
				4,001,701	
株	主	資	本	448,473	
資	本	本	余	237,304	
資	の	準	備	120,012	
利	益	資	余	31,087	
利	益	利	余	88,925	
利	益	準	備	92,381	
利	益	益	余	59,326	
利	益	損	余	33,055	
利	益	損	余	3	
利	益	損	余	33,052	
自	己	株	額	△	1,226
評	価	換	算	2,952	
	の	有	証	137	
	他	価	券	2,814	
	延	へ	ッ	451,425	
純	資	産	合	計	4,453,127
	合	計			

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

費用の部			
科	目	金	額
営	業	費	用
電	気	事	業
水	力	発	電
汽	力	発	電
原	子	力	発
新	エ	ネ	ル
他	社	購	入
販		売	
休	止	設	備
貸	付	設	備
一	般	管	理
接	続	供	給
原	子	力	廃
再	工	ネ	特
事		業	
電	力	費	振
附	帯	事	業
ガ	ス	供	給
そ	の	他	附
営	業	利	益
営	業	外	費
財	務	費	用
支	払	利	息
社	債	発	行
事	業	外	費
固	定	資	産
雑		損	失
当	期	経	常
当	期	経	常
渴	水	準	備
税	引	前	当
法	人	税	等
法	人	税	等
当	期	純	利
営	業	費	用
電	気	事	業
水	力	発	電
汽	力	発	電
原	子	力	発
新	エ	ネ	ル
他	社	購	入
販		売	
休	止	設	備
貸	付	設	備
一	般	管	理
接	続	供	給
原	子	力	廃
再	工	ネ	特
事		業	
電	力	費	振
附	帯	事	業
ガ	ス	供	給
そ	の	他	附
営	業	利	益
営	業	外	費
財	務	費	用
支	払	利	息
社	債	発	行
事	業	外	費
固	定	資	産
雑		損	失
当	期	経	常
当	期	経	常
渴	水	準	備
税	引	前	当
法	人	税	等
法	人	税	等
当	期	純	利

収益の部			
科	目	金	額
営	業	収	益
電	気	事	業
電		灯	料
電		力	料
他	社	販	売
使	用	済	燃
受	取	契	約
賠	償	負	担
廃	炉	円	滑
再	工	ネ	特
電	気	事	業
附	帯	事	業
ガ	ス	供	給
そ	の	他	附
営	業	外	収
財	務	収	益
受	取	配	当
受	取	利	息
事	業	外	収
固	定	資	産
雑		収	益
当	期	経	常
当	期	経	常
渴	水	準	備
税	引	前	当
法	人	税	等
法	人	税	等
当	期	純	利



連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年 5月14日

九州電力株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 磯 俣 克 平 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 澤 啓 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 寄 健 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、九州電力株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、九州電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、従来、会社及び連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法を採用していたが、当連結会計年度より主として定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかど

うかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年 5 月14日

九州電力株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 磯 俣 克 平 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 澤 啓 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 寄 健 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、九州電力株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、従来、会社は、有形固定資産の減価償却方法について、定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうか

を評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④原子力発電所の安全対策については、より一層の安全確保に向けた取組みを進めていることを確認しております。引き続き、特定重大事故等対処施設の早期完成に向けた取組みの実施状況等を注視してまいります。
- ⑤昨年1月に発生した託送料金計算システム等の障害につきましては、復旧が完了していること、再発防止に取り組んでいることを確認しておりますが、今後も、再発防止の実施状況等について継続的に注視してまいります。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

九州電力株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 監査等委員会委員長	漆 間 道 宏	㊞
監査等委員	古 賀 和 孝	㊞
監査等委員	藤 田 和 子	㊞
監査等委員	谷 宏 子	㊞

(注) 監査等委員古賀和孝、監査等委員藤田和子及び監査等委員谷 宏子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上



ご参考 株主の皆さまからよくいただくご質問にお答えします (Q&A)

○「九電グループ カーボンニュートラルビジョン2050」について

Q 1 電源の低・脱炭素に向けた具体的取組みは？

「再生可能エネルギーの主力電源化」、「将来にわたる原子力の最大限の活用」、「火力発電のCO₂排出『実質ゼロ』」を3つの柱として、取組みを進めていきます。

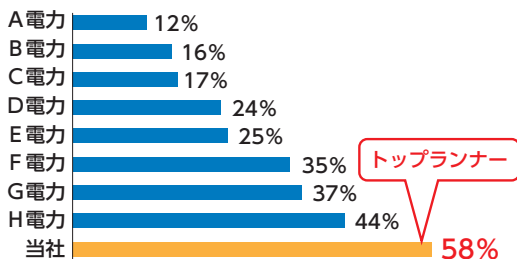
再エネは、地熱や水力に加え、バイオマスや導入ポテンシャルが大きい洋上風力の開発を推進します。また、揚水発電所による蓄電や送配電ネットワークの広域的な運用等に取り組み、再エネを最大限活用します。

発電時にCO₂を排出しない原子力については、安全性と地域の皆さまのご理解を前提に、最大限活用していきます。将来的には、安全性に優れた小型モジュール炉や高温ガス炉などの次世代原子炉や、水素製造への原子力エネルギーの活用を検討します。

火力については、CO₂フリー水素・アンモニアの製造、混焼を検討し、混焼率の向上や専燃化を目指します。また、CO₂の回収・有効利用・貯留(CCU)や森林吸収、クレジット活用等についても検討していきます。

A

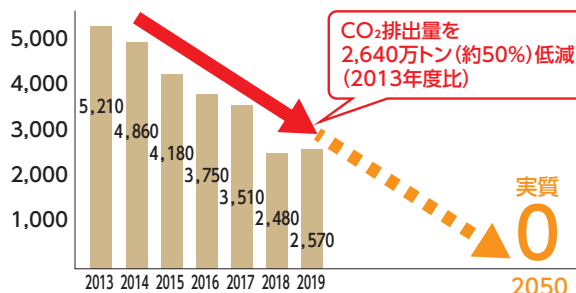
●再エネなどゼロエミ・FIT 電源比率*の他社比較



(出典) 国内主要電力会社ホームページより作成 (2019年度実績)

※FIT電気は非化石証書を使用していない場合、再生可能エネルギーとしての価値やCO₂ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気のCO₂排出量を持った電気として扱われます。なお、FIT電源に由来する非化石価値について、約8%相当が当社に帰属しています。当社が発電した電力量及び他社から調達した電力量を基に算定しています（離島分を含みません）。

●九州電力のCO₂排出量 (単位：万トン)



※CO₂排出量は、CO₂排出クレジットやFIT調整等に伴う調整後の値です。

Q 2 電化の推進に向けた具体的取組みは？

家庭部門では、オール電化を基本に、IoTやAI等の活用により、経済的で地球環境にやさしいライフスタイルを提案していきます。業務部門では、空調・給湯・厨房設備の電化推進とともに、エネルギー効率が高いヒートポンプシステムを提案していきます。これらの取組みとともに、電気料金メニューの充実を図り、2050年の家庭・業務部門における電化率100%の実現に貢献します。

A

産業部門では、幅広い温度帯の熱需要に対する電化の推進に加え、高温熱需要に対する水素供給等についても、事業の可能性を検討します。

運輸部門では、EVシェアリングサービスや充電インフラの拡大、EVを活用したエネルギーマネジメントなど、事業やサービスを提供していきます。

○「新たな財務目標」について

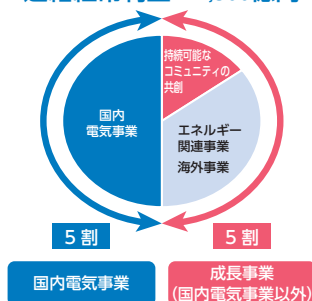
Q 3 「新たな財務目標」の設定の考え方は？

「新たな財務目標」は、2019年6月に公表した「九電グループ経営ビジョン2030」の実現に向けた中間目標の位置づけとして、今後10年間の中間地点となる2025年度を対象に、設定しました。

A 「連結経常利益：1,250億円以上」については、自己資本比率の向上、成長の源泉確保、株主還元の充実を図るため、着実な利益確保に努める必要があることから、

「自己資本比率：20%程度」については、今後の事業リスクを踏まえ、基盤となる財務体質の改善は引き続き優先課題であることから、目標として設定しております。

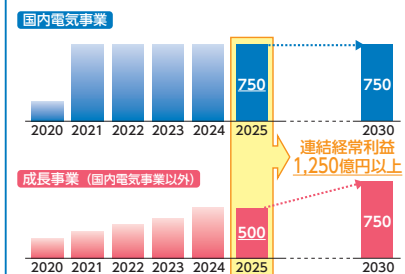
〔経営目標（2030年度）〕
連結経常利益：1,500億円



Q 4 達成に向けた具体的取組みは？

A 連結経常利益1,250億円以上の達成に向け、国内電気事業では、750億円を目指し、カーボンニュートラルに貢献する電化の推進や電力小売・卸売、九州域内外といった販売チャネルの多様化による総販売電力量の拡大、ゼロエミッション電源の効果的・効率的な活用、効率化の更なる推進によるコスト削減に取り組めます。

成長事業では、500億円を目指し、地熱・水力開発や海外再エネ案件への参画、海外発電事業への参画等に加え、ICTソリューションの提供によるICTサービスの収益拡大、オフィス・住宅事業の拡充、電力とのシナジーがある産業用不動産分野への取組みを強化します。

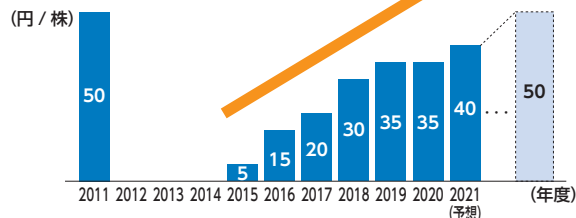


Q 5 株主還元についての考え方は？

株主還元については、安定配当の維持を基本として、足元の業績に加え、中長期的な収支・財務状況等を総合的に勘案して判断しています。

A 今後、更なる経営効率化の徹底や成長事業への取組み等により、収支の安定化、利益の拡大を図り、有利子負債の削減による自己資本の拡充と、株主還元の充実の双方にバランス良く取り組むことで、「新たな財務目標」の対象期間（2021年度～2025年度）内の可能な限り早い時期に、震災前の水準（50円程度）への復配を目指します。

●配当の推移



○その他

Q 6 新型コロナウイルス感染症の収支への影響は？

A

2020年度の収支については、210億円程度のマイナス影響がありました。これは、経済活動停滞による生産・消費活動の減少などによる小売販売電力量減少影響が、外出自粛やテレワークの増加などによる増加影響を上回ったことにより、小売販売電力量が減少したためです。

小売販売電力量に持ち直しの兆候はみられるものの、2021年度も減少影響は一定程度継続するものと考えており、引き続き、小売販売電力量の動向や収支への影響等を注視していきます。

Q 7 情報セキュリティに対する取組みは？

A

エネルギーサービスの提供をはじめとする事業活動の継続のため、社長を最高責任者とする情報セキュリティ推進体制のもと、専任組織であるサイバーセキュリティ対策室を中核としてセキュリティ対策を講じています。

具体的には、定期的な従業員教育の実施や標的型攻撃メール訓練などの「人的対策」、セキュリティゲートの設置などの「物理的対策」、サイバー攻撃等の脅威に備えたセキュリティ強化などの「技術的対策」など、全方位的なセキュリティ対策を講じています。

また、グループ会社のセキュリティ対策を支援し、九電グループ全体のセキュリティレベルの維持・向上を図っています。

Q 8 ダイバーシティ推進・女性活躍推進に向けた取組みは？

A

当社では「一人ひとりが能力を最大限に発揮し新しい企業価値を創造する組織風土の醸成」、「多様な人材が働きやすく、成長・働きがいを感じる明るく前向きな職場づくり」を目指してダイバーシティを推進しています。具体的には、「意識改革・風土醸成」、「人材育成」、「働きやすさと働きがいの追求」の3つの観点から、取組みを進めています。

女性活躍推進に関しては、女性活躍推進法に基づく第二期行動計画（2019年度～2023年度）を策定・公表のうえ、意欲・能力ある女性を積極的に登用していきます。併せて女性の仕事を通じた成長支援や、男女がともに家事・育児をしながら活躍し続けられる環境の充実にも計画的に取り組んでいます。



福岡支店 営業部
八女営業所長 森山 万里子

職場のメンバー約20人と力を合わせ、日々楽しく、真剣に営業活動に取り組んでいます。

Q 9 コーポレート・ガバナンスの取組みは？

A

当社グループは、経営上の重要課題として、コーポレート・ガバナンスの体制構築・強化に努めており、独立社外取締役の機能強化やモニタリング機能の充実等を通じた取締役会の実効性確保、対話活動等で得られた株主・投資家の皆さまのご意見の経営への反映等に、継続的に取り組んでいます。

具体的な取組みとしては、任意に設置している人事等検討委員会、報酬検討委員会の独立性を高めるため、独立社外取締役が過半数となるよう構成を改めたほか、今年7月には、カーボンニュートラルをはじめ、幅広いESG課題に、戦略的かつスピーディーに対応するため、社長を委員長とする「サステナビリティ推進委員会」を新設することになっています。

今後も、中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

Q10 SDGsの実現に向けた取組みは？

A

当社グループは、「持続可能な社会の実現」に向けて策定した「九電グループ経営ビジョン2030」の具現化を通じて、SDGsの達成に貢献していきます。

具体的には、SDGsをはじめとする社会的課題のうち、ステークホルダーの方々からの期待度や当社グループの重要度を踏まえ、「CO₂の排出抑制」、「再生可能エネルギーの開発・受入れ」、「地場産業の振興と雇用創出」などの課題を特定し、その解決に取り組んでいます。

これらの取組みにより、地域や社会に、低炭素社会の実現や持続可能なコミュニティの創造といった価値を提供することを通じて、当社グループも持続的に成長していきたいと考えています。

■九電みらい財団による環境活動



社有林を活用した環境教育活動

■交流人口の拡大などを通じた地域の活性化



Qでんにぎわい創業プロジェクト

■災害時の被害を低減する地域レジリエンスの向上



被災地に設置した完全自己処理型水洗トイレ「トワイレ」